1.自治会連絡事項：中央会館の窓断熱リフォームが完了いたしました

投稿者：**totoro2** 投稿日時： 2015/06/03 (182 ヒット)

5月28日（木）中央会館の窓断熱リフォームが完了いたしました。

定期総会で承認されたリフォームです。これにより、中央会館の冷暖房の電気代の節約と防音効果が得られます。

【断熱リフォームの内容】

場　所	仕　様	数　量	備　考
・ホール西側	真空ペアガラス	8	スペーシアST Ⅱ 透明（日本板硝子）
・ホール北側	内窓・ペアガラス	3	インプラス　透明（LIXIL）
・和室北側	内窓・ペアガラス	1	インプラス　和紙調（LIXIL）
・和室東側	内窓・ペアガラス	2	インプラス　和紙調（LIXIL）

（注）ホール西側は内窓が取り付けられないため、ガラスを断熱効果の高い真空ペアガラスに交換。

＜ホール西側：真空・ペアガラス＞

<ホール北側：内窓・透明ペアガラス>

<和室：内窓・和紙調ペアガラス>

中央会館に来られる時は、是非ご覧ください。

引き続き遮光カーテンの交換等を進め、安全・安心で快適な施設の実現を図っていきます。

総務設備担当　副会長　古川

0コメント

1.自治会連絡事項：平成27年度自治会費納入のお願い

投稿者：**totoro2** 投稿日時： 2015/05/26 (259 ヒット)

平成27年度自治会費納入期限が近づいてまいりました。
自動振替の方は残高の確認を、振込の方は振込をお願いいいたします。

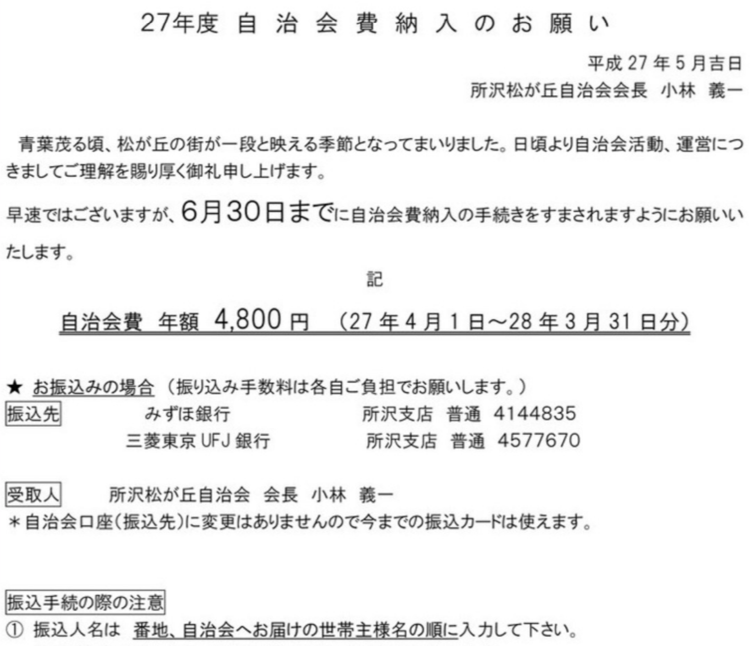

27年度自治会費納入のお願い

平成 27 年 5 月吉日
所沢松が丘自治会会長　小林　義一

青葉茂る頃、松が丘の街が一段と映える季節となってまいりました。日頃より自治会活動、運営につきましてご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、6月30日までに自治会費納入の手続きをすまされますようにお願いいたします。

記

自治会費　年額　4,800 円　（27 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日分）

★ お振込みの場合（振り込み手数料は各自ご負担でお願いします。）

振込先	みずほ銀行	所沢支店	普通	4144835
	三菱東京 UFJ 銀行	所沢支店	普通	4577670

受取人　所沢松が丘自治会　会長　小林　義一

＊自治会口座（振込先）に変更はありませんので今までの振込カードは使えます。

振込手続の際の注意

① 振込人名は　番地、自治会へお届けの世帯主様名の順に入力して下さい。

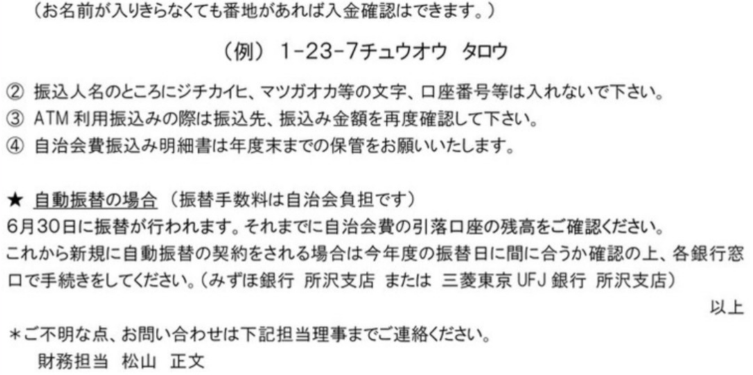
（お名前が入りきらなくても番地があれば入金確認はできます。）

（例） 1-23-7チュウオウ タロウ

② 振込人名のところにジチカイヒ、マツガオカ等の文字、口座番号等は入れないで下さい。
③ ATM 利用振込みの際は振込先、振込み金額を再度確認して下さい。
④ 自治会費振込み明細書は年度末までの保管をお願いいたします。

★ 自動振替の場合（振替手数料は自治会負担です）

6月30日に振替が行われます。それまでに自治会費の引落口座の残高をご確認ください。
これから新規に自動振替の契約をされる場合は今年度の振替日に間に合うか確認の上、各銀行窓口で手続きをしてください。（みずほ銀行 所沢支店 または 三菱東京 UFJ 銀行 所沢支店）

以上

＊ご不明な点、お問い合わせは下記担当理事までご連絡ください。
財務担当 松山 正文

財務担当理事　松山

0コメント

1.自治会連絡事項：自転車の取り締まりが強化！ 6月1日の道路交通法改正

投稿者：**totoro2** 投稿日時： 2015/05/21（163 ヒット）

6月1日から、傘を差しても、道路の右側通行も、歩道の走行も罰金
子供たちも含めて、ほとんどの方に非常に大きな影響がある変更

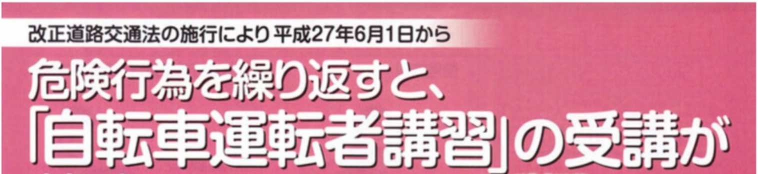
改正道路交通法の施行により平成27年6月1日から

危険行為を繰り返すと、
「自転車運転者講習」の受講が

義務に

法第108条の2第1項第14号
法第108条の3の4
令第41条の3

信号無視や一時不停止等、特定の「**危険行為**」を過去3年以内に2回以上**繰り返す**と、「**自転車運転者講習**」の**受講**が命じられます。

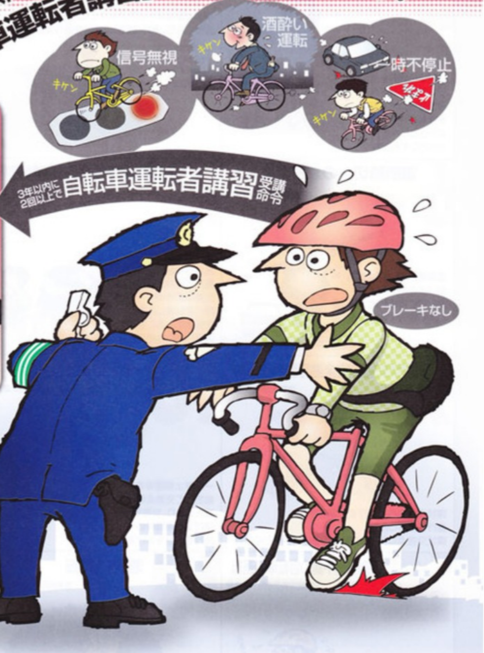
酒酔い運転
信号無視
一時不停止
キケン
キケン
キケン
止まれ
3年以内に2回以上で 自転車運転者講習 受講命令
ブレーキなし

自転車運転者講習

違反者の特性に応じた個別的指導を含む3時間の講習 規第38条第14項

（講習手数料の標準額は5,700円） 令第43条第1項

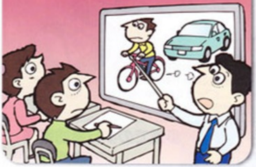

命令を受けてから3カ月以内の指定された期間内に受講しないと

5万円以下の罰金!! 法第120条第1項第17号

このチラシでは関係法令を次のように略記しています。
「法」道路交通法　「令」道路交通法施行令（政令）
「規」道路交通法施行規則（内閣府令）

所沢警察署・所沢交通安全協会

「自転車運転者講習」受講義務の

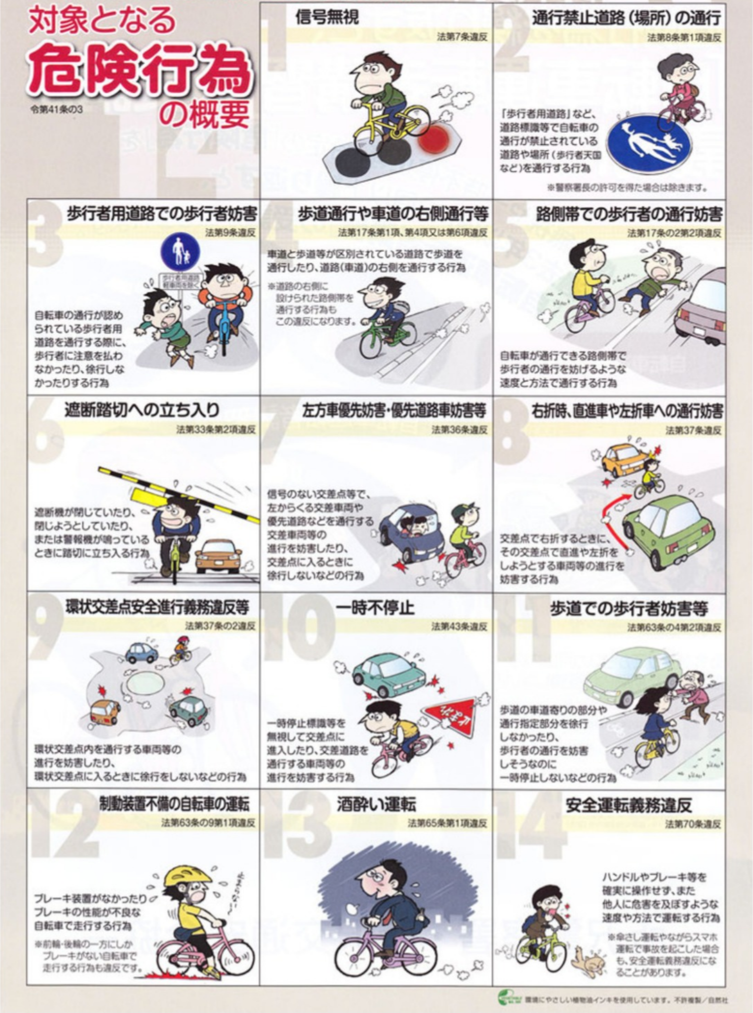
歩行者用道路
軽車両を除く
とまれ
とまらない~

対象となる危険行為の概要

令第41条の3

1 信号無視

法第7条違反

2 通行禁止道路（場所）の通行

法第8条第1項違反

「歩行者用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所（歩行者天国など）を通行する行為

※警察署長の許可を得た場合は除きます。

3 歩行者用道路での歩行者妨害

法第9条違反

自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意を払わなかったり、徐行しなかったりする行為

4 歩道通行や車道の右側通行等

法第17条第1項、第4項又は第6項違反

車道と歩道等が区別されている道路で歩道を通行したり、道路（車道）の右側を通行する行為

※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。

5 路側帯での歩行者の通行妨害

法第17条の2第2項違反

自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

6 遮断踏切への立ち入り

法第33条第2項違反

遮断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、または警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為

7 左方車優先妨害・優先道路車妨害等

法第36条違反

信号のない交差点等で、左からくる交差車両や優先道路などを通行する交差車両等の進行を妨害したり、交差点に入るときに徐行しないなどの行為

8 右折時、直進車や左折車への通行妨害

法第37条違反

交差点で右折するときに、その交差点で直進や左折をしようとする車両等の進行を妨害する行為

9 環状交差点安全進行義務違反等

法第37条の2違反

環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、環状交差点に入るときに徐行をしないなどの行為

10 一時不停止

法第43条違反

一時停止標識等を無視して交差点に進入したり、交差道路を通行する車両等の進行を妨害する行為

11 歩道での歩行者妨害等

法第63条の4第2項違反

歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しないなどの行為

12 制動装置不備の自転車の運転

法第63条の9第1項違反

ブレーキ装置がなかったりブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為

※前輪・後輪の一方にしかブレーキがない自転車で走行する行為も違反です。

13 酒酔い運転

法第65条第1項違反

14 安全運転義務違反

法第70条違反

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

※傘さし運転やながらスマホ運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります。

環境にやさしい植物油インキを使用しています。不許複製／自然社

環境担当理事　松本

0コメント

1.自治会連絡事項：夏祭り実行委員会の委員公募について

投稿者：**totoro2** 投稿日時： 2015/05/21 (197 ヒット)

平素は自治会活動にお力添えをいただき誠に有り難うございます。お蔭さまで総会では本年度の事業計画を承認していただくことができました。

＜宵宮＞

＜神輿巡行＞

さて、今年も夏祭りの季節がやって来ました。松が丘の夏祭りは実行委員会方式で実施され、会員の方でしたら誰でも参加することができます。夏祭りの企画・運営に参加してみたいと思われる方はこの機会に是非ご応募ください。

参加ご希望の方は下記要領でお申し込み願います。

記

1．募集人員
  ・松が丘１丁目の会員から若干名。
  ・松が丘２丁目の会員から若干名。

2．募集の締め切り日：5月29日(金)

3．応募方法：ホームページの「お問い合わせ」から

なお、第1回夏祭り実行委員会を5月30日(土)午後2時から西集会場で開催いたします。

行事担当理事　森田　茂

0コメント

1.自治会連絡事項：松が丘中央通りで自損事故発生

投稿者：**totoro2** 投稿日時：2015/05/13 (348 ヒット)

5月１２日（火）15:05ごろ、水天宮下バス停のところで自損事故が発生しました。幸いにも怪我人はありませんでした。

＜歩道に乗り上げた車をクレーン車で移動＞

水天宮下バス停のポールや樹木をなぎ倒し、歩道に乗り上げ停止しました。事故原因は、夕方の逆光が眩しく、運転操作を誤ったようです。

松が丘中央通りは、道路幅も広く、街路樹で分けられた歩道もあり、事故が起こりえないような場所ですが、過去にも何度も歩道に乗り上げる事故が起きています。やはり、車のスピードの出しすぎが原因だと思われます。

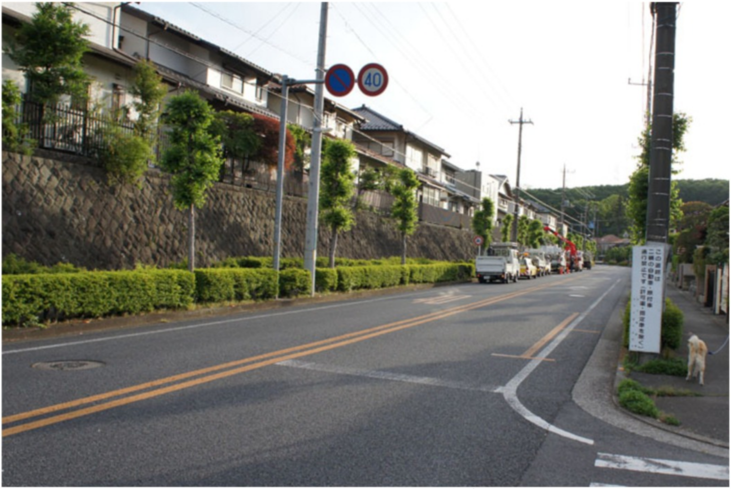

＜真っ直ぐな広い道路であるため、40km速度制限が守られていないのでは？＞

今回は、幸いにも通行人がいなかったために人身事故にはならなかったが、通学時間等では大惨事になった恐れがあります。今後、何らかの対応が必要と思われます。

また、早朝、車道を歩いて散歩をしている人を見かけますが、非常に危険ですので歩道を歩くようにしてください。

環境担当理事　松本

0コメント